

生活保護減額初の賠償命令

違法と結論、原告逆転勝訴

名古屋高裁

生活保護費の基準額引き下げは憲法が保障する生存権を侵害し生活保護法に違反するとして、愛知県内の受給者13人が居住自治体による減額処分の取り消しと国への慰謝料を求めた訴訟

の控訴審判決で、名古屋高裁は30日、「厚生労働相は裁量権の範囲を逸脱し、重大な過失がある」として、請求を退けた一審名古屋地裁判決を取り消し、国に1人1万円の支払いを命じ

た。減額処分も取り消した。論説⑩面
生活保護法に加え、国家賠償法上も違法と結論付けた。原告弁護団によると、全国各地で提訴された同種訴訟で、賠償を命じる判決

判決要点	
●生活保護費の減額処分を取り消し、国に1人1万円の賠償を命じる。生活扶助基準の改定は生活保護法に違反している上、国家賠償法上も違法と認める	●改定は、統計などの客観的な数値との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠く
●裁量権の範囲を逸脱していることは明らかで、厚生労働相には重大な過失がある	●原告は改定以降、さらに余裕のない生活を強いられた。精神的苦痛は、処分を取り消しても全て慰謝されるものではない

は初めて。厚生省は「判決内容を精査し、関係省庁や自治体と協議し、適切に対応したい」とコメントした。厚生省は物価が下落したとして、2013～15年の3年間で基準額を平均6・

5%引き下げ、計670億円を削減した。訴訟では、厚生相の引き下げの判断に裁量権の逸脱や乱用があったかが争われた。長谷川恭弘裁判長は判決理由で、厚生相が行った①

生活保護基準額の水準と消費費率との乖離の解消（ゆがみ調整）②物価動向を踏まえた減額（マフレ調整）①について「客観的な数値などとの合理的関連性や専門的知見との整合性を欠く。裁量権の逸脱は明らかで、重大な過失がある」として、違法と指摘した。過去に例がない大幅な引き下げで、原告ら受給者はさらに余裕のない生活を強いられたと強調し、減額処分の取り消しだけでは被った精神的苦痛の全てが慰謝

されないとして、国に賠償を命じた。一連の訴訟で高裁判決は、原告側の逆転敗訴となった今年4月の大阪高裁に続き2件目。同種訴訟は29都道府県で起こされ、一審判決22件中12件で減額処分を取り消している。20年6月の一審名古屋地裁判決は、厚生相の引き下げ判断に「過誤や欠陥があるとは言えない」として請求を棄却。原告側が控訴した。